

木曾広域連合職員の分限に関する規則

〔平成 11 年 4 月 1 日
規則第 10 号〕

（目的）

第 1 条 この規則は、木曾広域連合職員の分限に関する条例（平成 11 年条例第 8 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、その実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（医師の指定）

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定による診断を行う医師には、国家公務員又は地方公務員である医師を指定するものとする。ただし、特別の事由があるときは、病院その他の医師を指定することができる。

（医師の診断）

第 3 条 任命権者は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項第 1 号に該当する場合における休職の期間が 6 月を超えるものであるときは、6 月ごとにその指定する医師に休職者を診断させ、その結果を徴しておかなければならない。

2 任命権者は、法第 28 条第 2 項第 1 号に該当するものとして休職を命じた者を、条例第 4 条第 2 項の規定により復職させるには、その指定する医師に休職者を診断させ、その結果に基づかなければならない。

3 前 2 項の場合における医師の指定については、前条の規定を準用する。

（分限に関する処分の報告）

第 4 条 任命権者は、職員の意に反する免職又は休職の処分を行ったときは、その旨を連合長に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。